

事業概要説明書

事業名	マイナンバー制度の活用					
担当部署	市民局 市民生活部 ICT政策課 番号制度整備室					
事業開始年度	平成27年度					
根拠法令等	番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)など					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他()					
事業概要	<p>1 マイナンバー制度の概要 マイナンバーとは、番号法に基づき、国民全員に重複のない12桁の番号を付番し、現在は行政機関ごとに住民番号などで管理を行っている同一人の情報を紐付けし、複数の行政機関間で相互に活用する仕組みです。</p> <p>2 マイナンバーの利用分野 マイナンバーは、まず社会保障、税、災害対策分野の行政手続きで利用されることになっています。国では、3分野以外の公的分野への利用範囲拡大や民間利用なども検討しています。</p> <p>3 導入スケジュール 平成27年10月から マイナンバーを世帯単位に「通知カード」によりお知らせ 平成28年 1月から 個人番号の利用開始、個人番号カードの交付開始 平成29年 7月から 地方公共団体間の情報連携開始(実質的な本格稼働)</p> <p>4 マイナンバーの独自利用 マイナンバー制度は、法定受託が主となる国の制度であり、自治体に裁量があるのは、マイナンバーの独自利用の部分となり、下記のものが対象となります。なお、独自利用するためには、条例で定める必要があります。 ①社会保障、税、災害対策に類する事務で、個人番号を利用するもの。 ②個人番号カードのICチップの空き領域を利用するもの。</p> <p>5 セキュリティ対策 制度面では、国の特定個人情報保護委員会が特定個人情報の取り扱いに関する監視、監督を行います。また、システム面では、従来どおり個人情報を分散保有し、ネットワーク間のやりとりではデータが暗号化されるなど、情報漏えいに対する安全措置が確保されています。</p>					
事業費	区分	単位	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(予算)	
	事業費	千円	-	15,675	12,449	
	概算人件費	千円	-	17,668	17,668	
	総計	千円	-	33,343	30,117	
	財源内訳	国・県支出金	千円	-	0	0
		市債	千円	-	0	0
その他特定財源		千円	-	0	0	
一般財源		千円	-	33,343	30,117	
成果	成果指標	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	① 個人番号利用見込み事務	事務	-	112	125	
	(指標説明)	各課ヒアリングを実施し、個人番号利用事務に見込めた事務数(累積)				

事業概要説明書

費用対効果	<p>マイナンバー制度の導入により以下の効果が見込まれます。</p> <p>1 行政の効率化 マイナンバー制度の導入により、情報の照会、入力等の作業が削減されるなど、行政手続きが正確で迅速化されます。</p> <p>2 国民の利便性を向上 添付書類の削減など行政手続きが簡素化されます。 ※ただし、マイナンバーを利用できる事務(社会保障・税・災害対策)以外では添付書類が必要です。</p>
現状の課題等	<p>1 マイナンバーの独自利用について 国は地域の特性に応じた自治体での独自利用を推進していますが、自治体が独自利用するためには、個人番号カードの普及がカギとなります。 本市でも、独自利用事務候補を掲げ、費用対効果や実現可能性などを検討しています。</p> <p>2 マイナンバー制度の周知について マイナンバー制度の円滑な導入のためには、積極的な周知活動が必要です。 (1)市民目線で番号制度が理解できるよう、市報に特集記事を掲載します。 (2)通知カードの役割、個人番号カードの取得促進のため、マンガを活用した市独自のパンフレットを作成します。</p>
他市の状況等	<p>1 独自利用について 他の指定都市でも独自利用について検討を行っていますが、本市と同様に個人番号カードの普及が課題となっています。</p> <p>2 コンビニ交付 他の指定都市では、個人番号カードの利用開始に併せ、住民票等のコンビニ交付を導入します。(札幌市、千葉市が予定されています。) ※本市は、平成24年11月から住基カードによるコンビニ交付を実施しており、個人番号カードでもコンビニ交付を継続実施します。(福岡市、大阪市も同様に実施)</p>

◎論点(審議のポイント)

- マイナンバー制度の導入背景について
- 個人情報の保護とリスク管理について
- 市民サービス向上のための利用範囲の拡大について

マイナンバー(社会保障・税番号制度)の概要について

市民局 市民生活部
ICT政策課 番号制度整備室

マイナンバーとは

○マイナンバーとは

マイナンバーとは、国民全員に重複のない12桁の番号を付番し、現在は行政機関ごとに住民番号などで管理を行っている同一人の情報を紐付けし、複数の行政機関間で相互に活用する仕組みです。



マイナンバーキャラクター マイナちゃん

○マイナンバーのメリットは

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を向上させ、公平・公正な社会を実現するなどのメリットがあります。

行政の効率化	国民の利便性を向上	公平・公正な社会の実現
情報の照会、入力等の作業が削減されるなど、行政手続きが正確で迅速化されます。	添付書類の削減など行政手続きが簡素化されます。(※)	所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税の実現や、社会保障の確実な給付が実現します。

※マイナンバーを利用できる事務(社会保障・税・災害対策)以外では添付書類が必要です。

利用分野・スケジュール

○マイナンバーの利用分野は

マイナンバーは、まず社会保障、税、災害対策の3分野の行政手続きで利用されることになっています。なお、これら3分野に類する事務で、地方公共団体の条例で定めることにより個人番号を独自利用することができます。

○マイナンバーの利用範囲の拡大は

マイナンバーの利用範囲の拡大として挙げられているもの(※)に、戸籍事務、旅券事務、預貯金口座への付番、医療・介護、自動車検査登録事務などがありますが、実現には番号法の改正などが必要となります。

(※政府の「IT総合戦略本部、マイナンバー等分科会」(平成26年5月)とりまとめより)



○導入までの主なスケジュールは

平成27年10月から | マイナンバーを「通知カード」によりお知らせ

希望者の申請による

平成28年1月から | マイナンバーの利用開始、個人番号カードの交付開始

平成29年7月から | 地方公共団体の情報連携開始(他市町村の添付書類が原則不要)

2

マイナンバーの利用場面

○マイナンバーは何に利用するのか

社会保障関係や税関係の手続きで、申請書等にマイナンバーの記入が必要となり、住民票などにマイナンバーが印字されます。

また、各種手続きで添付書類が順次不要となります。なお、転入された方などが前住所地の添付書類が不要となるのは、平成29年7月からの予定です。

市役所では

市県民税の減免申請
国民健康保険の届出
児童手当の認定請求
生活保護の申請
妊娠届出書
住民票に印字 など

国や県、その他の行政機関では

社会保障関係

医療保険者に申請する療養費等の請求
ハローワークでの雇用保険の手続き
労働基準監督署での労災保険の手続き など

税関係

税務署に提出する確定申告書や給与所得者の源泉徴収票
市町村に提出する給与支払報告書 など

3

通知カードとは

○通知カードとは

通知カードは、各種行政手続きでマイナンバーを確認するためなどに使用します。ただし、本人確認のための身分証明書の添付が別途必要になります。

通知カード（紙製）
（平成27年10月以降）



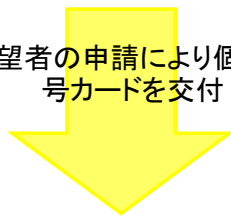
マイナンバーをお知らせするため
全住民に郵送(※)

マイナンバー確認のために利用

- マイナンバーを券面に記載
- 顔写真なし

※ 住民登録している住所へ、世帯単位に簡易書留郵便で送付されます。

希望者の申請により個人番号カードを交付



○個人番号カードとは

個人番号カードは、各種行政手続きで利用でき、本人確認ができる身分証明書としても利用できます。

個人番号カードとは

個人番号カード
（平成28年1月以降）



表面(案)



裏面(案)

希望者の申請により交付【無料】

マイナンバー+本人確認のために利用

- マイナンバーを裏面に記載
- 顔写真を券面に記載
- 各種行政手続きで身分証明書として利用

住基カード、個人番号カードの利用範囲

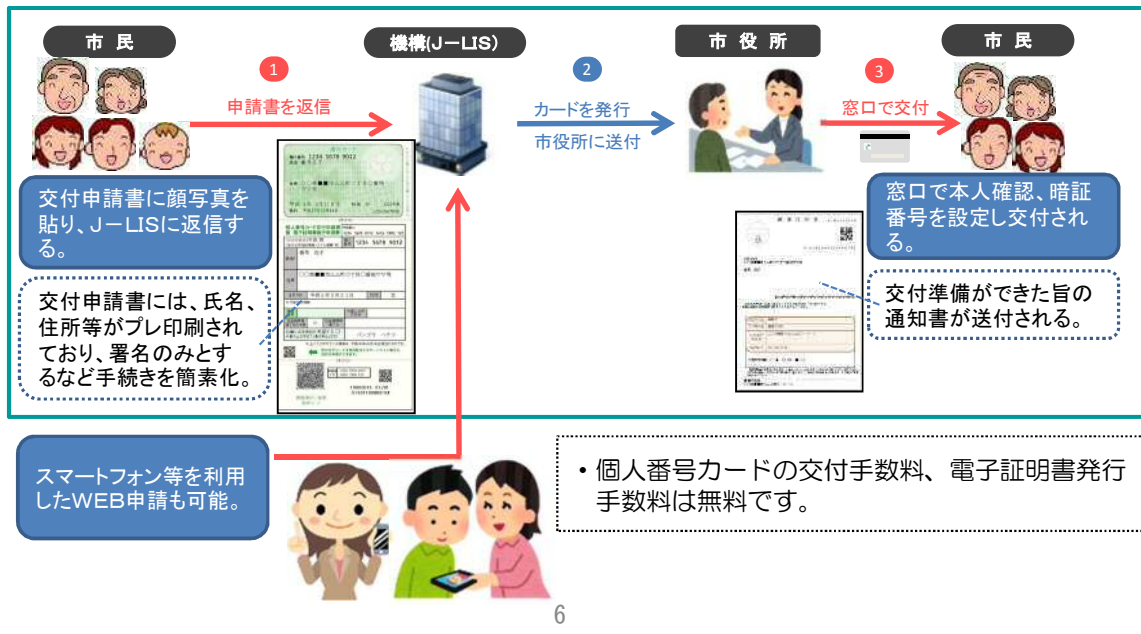
	住基カード	個人番号カード
番号を利用	想定なし	市独自の助成制度、電子母子手帳など
ICチップ(空き領域)を利用	コンビニ交付、印鑑証明カードなどに限定(空き領域小)	左に加え、市独自の病院診察券、図書館カード(一例)や将来的には様々なカードの一元化が可能(空き領域大)
電子証明書	e-Taxなどの電子申請に限定	左に加え、マイナポータル(※)、民間のオンライン取引などが利用可能

※インターネットを通じて行うサービス

個人番号カードの申請・交付

○個人番号カードの申請、交付方法は

通知カードに同封された交付申請書に顔写真を貼り、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)に返信し、その後、市町村の窓口(さいたま市は各区役所)で本人確認を行って交付されます。



マイナンバーの独自利用

○マイナンバーの独自利用とは

マイナンバーは、自治体での独自利用が可能であり、社会保障、税、災害対策に類する事務で、条例で定めることにより個人番号を利用することができます。

また、個人番号カードのICチップの空き領域を利用して、条例で定めることにより、住民の利便性向上に資する事務に利用することができます。

本市の独自利用検討の一例

	提 案	概 要	独自利用種別	
			番号利用	ICチップ
1	市立病院の診察券	個人番号カードを診察券として利用する。将来的な利用方法も含めて国の動向を注視する。	○	
2	健康手帳の電子化	母子健康手帳の内容に加え、本人の健康管理や履歴書作成を簡略化する。出生から成人まで、日常生活や災害時の確認等に活用できる。	○	○
3	図書館カード	個人番号カードを図書館カードとして利用する。自宅PCやスマホから読書履歴の確認・管理・共有をしたり、小中学校の読書数ランキング発表にも利用する。		○
4	コミュニティサイクル等の会員証	現在利用されている交通機関のICカード利用者だけではなく、幅広い層への利用拡大につなげる。		○

セキュリティ対策

○マイナンバーのセキュリティ対策は

マイナンバーでは、国の特定個人情報保護委員会による監視監督、罰則の強化など各種の保護措置が導入されています。

○個人情報の取り扱い

マイナンバーでは、個人情報を特定の機関に集約する「一元管理」ではなく、従来どおり各行政機関が個人情報を保有します。

他の機関の個人情報が必要となった場合には、情報の照会や提供を行う「分散処理」がとられており、大規模な情報漏えいが起こりにくい仕組みとなっています。

